

原子力規制委員会原子力規制庁殿

NDCの核燃料物質使用変更許可申請の
補正方針について

2023年9月28日

MHI原子力研究開発株式会社

1. 概要

1. はじめに

本資料は、2023年6月23日付NDC社発23-202号にて申請した核燃料物質使用変更許可申請書の補正申請をおこなうにあたっての補正方針をまとめたものである。

補正内容の詳細について、次ページにて説明する。

【位置、構造及び設備に関する技術基準適合性の追加】

申請の際にドラフトチャンバーの追加に伴う技術基準説明の記載が不足していたため、閉じ込め機能、遮蔽、火災等による損傷の防止に関する適合性について本文へ記載を追加する。

なお、使用施設の位置構造に関する技術基準記載欄については、弊社の過去申請書を振り返ったところ、変更の都度、前回申請設備の技術基準に関する記載を削除しており、今回追加するドラフトチャンバーにてデブリは取扱わないことも踏まえ、本申請では1F燃料デブリに関する技術基準の記載を削除する方針とする。

【補足説明資料の添付】

ドラフトチャンバー新設に係る以下の内容を補足説明資料として、核燃変更申請書へ添付する。

- ①ドラフトチャンバーの概略
- ②ドラフトチャンバーの設置箇所
- ③位置、構造及び設備に関する技術基準適合性について
- ④ドラフトチャンバーにて行うエッチング処理(取扱試料の説明を含む)について

【その他】

既許可申請書にある排気処理系統図の一部に、新たにドラフトチャンバーを追記する。
また、本申請の鑑別紙の「変更の内容」項に本変更内容を明記する。

【補足説明資料の添付】

押出造粒試験設備の撤去に係る以下の内容を補足説明資料として、核燃変更申請書へ添付する。

- ①解体撤去の対象となる設備機器について(セラミック調整室の継続利用の説明を含む)
- ②解体撤去の方法について(排気系統の隔離方法を含む)
- ③核燃料物質の譲渡の方法について
- ④核燃料物質による汚染の除去について
- ⑤核燃料物質により汚染された物の廃棄の方法について
 - ・解体時の発生廃棄物処理の方法
 - ・NDCにおける固体廃棄物一時保管場所の明示
 - ・固体廃棄物保管能力の範囲内であること
- ⑥解体撤去作業に伴う措置の工程について
- ⑦作業の放射線管理について(解体作業時の作業員放射線防護対策を含む)

【その他】

既許可申請書にある排気処理系統図の一部から押出造粒試験設備に関する記載を削除する。

また、本申請の鑑別紙の「変更の内容」項に本変更内容を明記する。

《事業所全体 QMS関連》

【マネジメントシステムに関する名称の見直しに関する変更理由について】

本内容について変更理由を「核燃料物質使用施設等保安規定との整合を図るため」としていたが、再度変更理由の見直しを図り、本内容の変更の理由を「社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため」に変更する。

【保安品質保証責任者の指名に関する記載の取りやめ】

保安規定との整合のため、保安品質保証責任者の指名に関する記載を反映しているが、社内にて改めて協議をした結果、本章における「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」では、当社の品質管理の普遍的な内容としており、保安品質保証責任者の指名等、具体的行為は本章に馴染まないことから、これを取り止めることとする。

《燃料ホットラボ施設 添付資料》

【光刺激蛍光線量計の追加に伴う名称について】

保安規定との整合として光刺激蛍光線量計の記載を追加したが、従来記載のあった熱蛍光線量計については、保安規定との名称の統一がなされていなかったため、熱蛍光線量計の名称を保安規定と合わせ「熱蛍光線量計バッチ」に変更する。

《全体》

【変更理由の明記】

申請書の添付資料である「新旧対照表」にて、変更理由の一部として「記載の適正化」と記載したが、変更理由を明確化するために再度見直しをおこなう。

【誤記等修正】

施設ごとに仕切り頁の追加、その他誤記の修正等を行う。

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**